



そめいの

令和8年6月30日
学校だより No. 4

佐倉市立染井野小学校
TEL : 043(463)6511
FAX : 043(460)1700

H P <https://www.school.city.sakura.chiba.jp/someino-es/index.html>

生活リズムの安定は、子供の成長を促します



初旬に発生した台風6号接近による異例の臨時休校から天候不順が懸念された6月でしたが、昨年の同時期と比較すると暑さによる制限もなく、順調に教育活動を展開することができました。2日に行われた印旛郡市陸上競技大会には、6年生の代表児童男女6名が全力を発揮して競技に挑み、女子100mと女子400mRで見事上位入賞を果たしました。印旛郡内には、104校の小学生約3万4千人超の児童がおりますが、上記種目での決勝進出は、佐倉市内の23小学校で唯一でした。5日の音楽発表会では、2年生と5年生が短い練習時間の中、明るく伸びやかな合唱や合奏を披露し、多数の保護者に参観いただきました。中でも2年生の合唱は、明るく元気な歌声に心のこもった手話を交えて披露され、その場にいる誰もがあたたかな気持ちになりました。5年生の合唱では、中学の音楽の教科書に載っている合唱曲を二部合唱で披露し、会場一杯にきれいなハーモニーが奏でられました。9日には全学年で着衣泳を行い、今年度の水泳指導は無事終了しました。22、23日には4、5年生で宿泊学習を行い、火起こしやカヌーの体験活動に挑みました。2学年合同で班編成した炊飯実習では5年生が4年生を積極的にリードし、どの班もおいしい豚汁とご飯を作り、時間一杯食事を満喫できました。

さて、今年度がスタートして早や3か月が過ぎ、7月は前期後半に入ります。毎朝展開してくれる染井野委員会のメンバーによる挨拶運動のおかげで、4月当初に比べて挨拶が習慣化されてきましたが、連日のすっきりとしない空模様が影響してか、児童の挨拶に元気がなくなってきたように感じています。大人も疲れやすい時期ですから、表現の仕方が未熟な児童にとっては、この時期は様々なトラブル等が発生しやすくなります。

文部科学省が実施している全国学力・学習状況調査の結果では、毎日朝食を食べる子供ほど学力調査の平均正答率が高い傾向にあることや、スポーツ庁の全国体力・運動能力、運動習

慣等調査によると、毎日朝食を食べる子供、適度な時間睡眠をとれている子供ほど体力合計点が高い傾向にあることが紹介されています。

生活リズムを整えて学校生活を送ることは、健康面だけでなく社会的自立や学習内容を身につける上でも大切なことです。また、昨年度の佐倉市学習状況調査では、「相手の気持ちを考えて行動している」という項目において肯定的な回答をしている児童は、「学校が楽しい」という項目においても肯定的な回答が多く見られているという結果が示されていました。年度当初に6年生が伝えてくれた染井野小の良いところ「優しさ」をこれからも存分に発揮して、仲間の良さを認め合い、高めあえる集団づくりを進めていきましょう。

7月は登校日数が13日と少ないですが、今月の生活目標を「時刻を守ろう」とし、時程表に基づいた時刻を再確認しながらメリハリをつけた活動を丁寧に進めていく所存です。各ご家庭におかれましては、ぜひ望ましいとされる睡眠時間（9～11時間）を確保するとともに、今後とも生活習慣の安定に努めていただき、子供達の学習意欲・体力・気力の充実に向けてご支援いただきますようよろしくお願いいたします。

併せて、5年前の6月28日に発生した八街市児童死傷事故は今も記憶に新しい所です。本校児童にとっても登下校時の交通事故対策は喫緊の課題として、学校でも登下校時の指導や情報提供等を適宜行ってまいります。引き続き各ご家庭におかれましても注意喚起をお願いいたします。

7月の予定

月 日	内 容
7月 1日（水）	全校集会③
7月 3日（金）	避難訓練（不審者対応訓練）・学校生活アンケート配付
7月 7日（火）	学校生活アンケート回収締切り・お話給食
7月 8日（水）	朝の読み聞かせ（1・2年生）
7月 9日（木）	教材費引き落とし日
7月10日（金）	委員会活動④
7月15日（水）	朝の読み聞かせ（5・6年生） 給食終了
7月16日（木）	特別日課11：40下校・個人面談①
7月17日（金）	全校集会④・特別日課11：40下校・個人面談②
7月21日（火）	夏季休業日（8／31まで）・個人面談③

7月の下校時刻（通常時以外）

- 7月10日（金）委員会活動あり 5、6年生15：35下校
- 7月16日（木）全校11：40下校
- 7月17日（金）全校11：40下校

9月第1週・2週の予定

月 日	内 容
9月 1日（火）	全校集会⑤・特別日課11：40下校
9月 2日（水）	特別日課11：40下校
9月 3日（木）	特別日課11：40下校・ワンポイント避難訓練
9月 4日（金）	特別日課11：40下校
9月 7日（月）	給食開始
9月 8日（火）	特別日課13：35下校・好学チャレンジ教室
9月 9日（水）	特別日課13：35下校・好学チャレンジ教室

9月第1週・2週の下校時刻（通常時以外）

- 9月1日（火）～9月4日（金）まで全校11：40下校
- 9月8日（火）～9月9日（水）両日全校13：35下校
- ※9月の行事予定については、現段階のものです。変更がありましたら、後日お知らせいたします。

「個人面談」について

7月16日（木）17日（金）21日（火）の3日間、個人面談を実施いたします。
前期の通知表の所見に代わってこの個人面談で、これまでの学習生活の様子をお伝えします。あわせて、保護者の皆様からのお話を伺う機会にもしていきたいと考えております。担任より連絡のあった日程をご確認ください。
なお、車での来校は固くお断り申し上げます。地域の方のご迷惑となってしまうので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

【校庭の使用時間について】

佐倉市では、校庭の開放時間は、土日含めて下記のように決まっています。時刻を過ぎて利用しないよう、ご協力をお願いします。

- ・3月～10月：午前9時～午後5時まで
- ・11月～翌年2月：午前9時～午後4時まで

入賞おめでとうございます。

<印旛地区小学校陸上競技大会>

100m走：6年女子 第4位
リレー：6年女子 第8位

<好学チャレンジについて>

- 日時 令和8年9月8日（火）、9日（水）13：45～14：30
- 内容 全学級の対象者に国語・算数の学習内容の復習を中心に行う時間を設けます。好学チャレンジに参加していただきたいお子様には、各担任より7月の個人面談の際にてお知らせいたします。

<空直期間中の緊急連絡先について>

○8月10日（月）・12日（水）・13日（木）・14日（金）は、学校に職員がおりません。事件・事故に巻き込まれたなど、緊急の連絡が必要な場合は、以下の番号へご連絡ください。

佐倉市教育委員会学務課484-6219（受付時間9：00～17：00）

受付時間外で緊急性のある場合（命に関わることや大きな事故等）は、佐倉市役所代表番号484-1111へ連絡してください。

その際に、①学校名②学年・名前③電話番号を必ず伝えてください。

<学校における合理的配慮の提供に係る申し出について>

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行により平成28年4月1日から公立学校において、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに合理的配慮の提供が義務となりました。

つきましては、保護者資料を参照の上、お子様の学校生活に関することで相談がありましたら遠慮なく申し出てください。本件の学校での相談窓口は特別支援教育コーディネーターとなっております。

なお、申し出いただいた内容につきましては、校内で十分検討のうえ、本人、保護者の同意を得て、決定していきます。

(保護者資料)

1 障害者差別解消法とは、

平成25年6月19日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が制定されました。これにより本法が施行される平成28年4月1日以降、公立学校においては、障害者に対して障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、合理的配慮の提供が義務となりました。

2 合理的配慮とは

合理的配慮とは障害のある子供が他の子供と平等に勉強や学校生活を送ることができるように次の3つがあげられます。

- ①障害のある子供の状況に応じて行う、必要かつ適当な変更・調整
- ②障害のある子供の状況に応じて、個別に必要なとされるもの
- ③体制面、財政面において、学校等の実情と照らして対応できるものとされています。

3 学校における合理的配慮の例

(参考)学校における合理的配慮の例

(文科省資料一部改変)

視覚障害(弱視)のAさん

【状態】矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。黒板に近づけば文字は読める。

- 廊下側の前方の座席
- 教室の照度調整のためにカーテンを活用
- 弱視レンズの活用

学習障害(LD)のCさん

【状態】書くことが苦手で、特にノートテイクが難しい。

- 板書計画を印刷して配布
- デジタルカメラ等※による板書撮影
- ICレコーダー等※による授業中の教員の説明等の録音
(※データの管理方法等について留意)



病弱のEさん

【状態】病気のため、他の子どもと同じように運動することができない。

- 体育等の実技において、実施可能な課題を提供

肢体不自由のBさん

【状態】両足にまひあり、車いす使用。エレベーターの設置が困難。

- 教室を1階に配置
- 車いすの目線に合わせた掲示物等の配置
- 車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消



聴覚障害(難聴)のDさん

【状態】右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。

- 教室前方・右手側の座席配置
(左耳の聴力を生かす)
- FM補聴器の利用
- 口形をハッキリさせた形での会話
(座席をコの字型にし、他の児童の口元を見やすくする等)



知的障害のFさん

【状態】知的障害があり、短期的な記憶が困難。

- 話し言葉による要点を簡潔な文字にして標記することにより、記憶を補助する。

